

12月25日、リニアまんが訴訟第二回口頭弁論開かれる

被告答弁書について原告側が反論

12月25日(火) 12時半頃から甲府地裁隣の中央公園にて集会が持たれました。原告代表の川村から、被告答弁書の内容について、またそれに対する原告側の主張と反論が話されました。続いて野沢(笛吹市)、井上(南アルプス市)、城(甲府市)から裁判への思いが語られ、1時に入廷しました。

法廷では、準備書面や証拠説明書の確認があったあと、川村が3分間ほど、準備書面に沿った要旨の陳述を行いました。次回の期日は、3月5日(火)13時20分(於、甲府地裁)です。



以下に意見陳述書を掲載します。

意見陳述書

川村晃生

被告答弁書における主要な二点について、主張し反論します。

一つは、本件が行政の裁量の範囲内にあるという点です。

被告は、その主張の証拠として、松山地裁判決を示していますが、同判決は、同じ行政の広報行為でありながら、単なる観光PR事業の一環としてなされたものであって、そこに司馬史観という高度な思想的、精神的価値が問われるのかどうかを判断したものでありました。それに対して本件はそれとは全く異なり、虚偽事実を交えた上での、JR東海という民間企業の営利活動に、意図的であるか結果的にであるかどうかは別として、加担している行為であるといえます。従って松山地裁判決を、本件の被告行為の正当性を示す証拠とすることは失当であり、できないと考えます。



その他に、事実ではない虚偽事項 リニアは静かであるという虚偽事項 を広報しても、

また自然破壊や生活破壊という事実を隠ぺいしても、さらに教育の中立性を侵すという違法行為を行っても、行政の裁量の範囲に収まると言えるのでしょうか。

行政の裁量権は、三権分立を建前とするわが国においては、それが広範囲に認められれば認められるほど、司法の独立性が失われることを意味します。すなわち、広範囲な裁量権の主張及び認定は、司法における議論の無意味化を意味し、司法の否定にも繋がるものではないでしょうか。裁判官におかれては、この点を熟慮されることを切望します。

またもう一つは「本件は政治的問題であるがゆえに、本件訴訟は裁判所の判断になじまない」とする点です。これは統治行為論を指しての発言と思われるますが、本件とはまったくかけ離れたレベルの議論であり、しかも統治行為論自体も近年法学界では疑問が呈されています。本件は地方自治法に基づく住民訴訟である以外、何ものでもありません。そしてこの統治行為論も、行政の裁量権と同様に、統治行為の認定範囲が広く認められれば認められるほど、司法の独立性は失われ、政治権力が拡大していくことになります。

近時、韓国では徴用工問題をめぐる裁判で原告が勝訴しました。これはいちおう政治的問題としては、解決済みの問題です。しかしそれとは一線を画し、被告の日本側企業に賠償責任を認めるという判決でした。三権分立を建前とする以上、司法は政治権力や政治的行為から自由であることが求められます。原告らは本件訴訟において、知事らの損害賠償責任を求めると同時に、司法の独立性についての議論をも深めたいと考えています。裁判官のご理解を願う次第です。

なお、次回口頭弁論においては、準備書面1において十分に主張しえなかった点や、別の問題について、主張、反論したいと考えております。

